

二〇二二年度例会一覧

諸国の選択——』（昭和堂、二〇二二年）

二月例会（二〇二二年二月三日（日）、キャンパスプラザ京都）

合評会：高田実・中野智世編著『福祉』（ミネルヴァ書房、二〇二二年）

コメンテーター：大谷誠（同志社大学）

報告：白川耕一（國學院大学）

「ナチ時代の自治体福祉政策」

一月例会（二〇二三年一月二七日（日）、同志社大学徳照館）

合評会：藤原辰史『ナチスのキッチン』（水声社、二〇二二年）

コメンテーター：南直人（京都橘大学）

合評会：田野大輔『愛と欲望のナチズム』（講談社、二〇二二年）

コメンテーター：小野寺拓也（お茶の水女子大学）

報告：増田好純（早稲田大学）

「ナチズムとドイツ航空機産業——『ハイテク』と『奴隷労働』の間——」

六月例会（二〇二二年六月二四日（日）、同志社大学徳照館）

報告：丸島宏太（敬和学園大学）

「武装せる国民と市民社会——一九世紀ドイツ史を軍事の視角からどう見るか——」

コメンテーター：飯田洋介（岡山大学）

報告：丸島宏太（敬和学園大学）・鈴木直志（桐蔭横浜大学）

「軍事史研究の現在——『ドイツ史と戦争』・『軍事史』と『戦争史』」（彩流社、二〇二二年）を中心に——」

コメンテーター：布施将夫（京都外国語大学）

一〇月例会（二〇二二年一〇月二八日（日）、同志社大学光塩館）

報告：横井正信（福井大学）

「第二次メルケル政権における原子力政策の転換」

合評会：若尾祐司・本田宏編『反核から脱原発へ——ドイツとヨーロッパ』

報告：田中直（立命館大学大学院）

「東ドイツにおける集団的記憶と国民形成——教科書の中の第二次世界大戦と建国——」

三月例会（二〇二三年三月二四日（日）、キャンパスプラザ京都）

報告：佐々木淳希（京都大学大学院）

「一九六九年連邦議会選挙におけるSPDの動向と西ドイツ『六八年運動』」

ドイツ現代史研究会規約

- 二〇〇四年二月一九日、臨時総会にて承認
- 二〇〇五年三月二七日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇七年七月一日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇八年二月二四日、臨時総会にて改定承認
- 二〇〇九年四月二六日、総会にて改定承認
- 二〇一二年四月一五日、総会にて改定承認
- 二〇一三年四月二〇日、総会にて改定承認

第1条 本会の名称は、「ドイツ現代史研究会」と称する。

第2条 本会は、歴史学の各分野および隣接諸科学との交流を通じて、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の深化をめざす。

第3条 本会は、研究例会、研究誌『ゲシヒテ』発行、その他本会の目的に沿う活動を行なう。

第4条 本会の趣旨に賛同し、所定の会費を納めたものは、本会の会員となることできる。本会の会員は、一般会員、学生会員、通信会員からなる。

第5条 本会は、年度初めに総会を開き、年度の方針と課題を定め、決算および予算を審議する。

第6条 本会の運営は、事務局が行なう。事務局は、代表、事務局長、編集担当、通信担当、会計担当によって構成され、例会・総会開催および会計の任にあたる。

第7条 『ゲシヒテ』の編集は、編集委員会が行なう。編集委員会は五名からなり、総会で選出される。委員の任期は一年とする。

第8条 本会は会計監査を一名おく。会計監査は総会で選出され、任期を一年とする。

第9条 本会の本部は、事務局の通信担当の研究室におき、本会の口座管理責任者は、事務局の会計担当とする。

第10条 本会の規約改正は、総会に参加した会員の三分の二以上の賛成を必要とする。

会費に関する規定

- (1) 本会の会費は年額、一般会員四〇〇〇円、学生会員二〇〇〇円、通信会員二〇〇〇円とする。
- (2) 一般会員は、大学・大学院の専任教員、任期付教員、日本学術振興会特別研究員(PD)、COE研究員、定年退職した元教員、および事務局が承認した者とする。一般会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。
- (3) 学生会員は、大学・大学院の学籍を有する者、非常勤の教員・研究員、および事務局が承認した者とする。学生会員は、本会の活動に参加することで、『ゲシヒテ』の配布を受ける。
- (4) 通信会員は、事情により本会の活動に参加することができず、『ゲシヒテ』の配布のみを受ける者とする。
- (5) 一年以上の長期にわたり在外研究ないし留学する会員は、当該年度の会費を免除される。
- (6) 事務局担当者の会費については、これを免除する。
- (7) 会費を三年滞納した者については、会員資格を停止する。

編集に関する規定

- (1) 本会は、編集委員会の編集にもとづき、『ゲシヒテ』を年一回定期発行する。
- (2) 本誌は、論文、研究ノート、書評、本会活動報告その他から構成され、ドイツ語圏およびその近隣・関連地域の近現代史研究の発表にあてる。
- (3) 本誌の掲載原稿は、投稿原稿と依頼原稿とからなる。
- (4) 投稿原稿は、投稿に関する規定にしたがうものとする。
- (5) 原稿の掲載は、編集委員会の決定による。掲載にあたって、編集委員会は原稿の修正をもとめる場合がある。

投稿に関する規定

- (1) 『アシヒテ』に発表する論文等は、いずれも未発表のものに限る。ただし、学会・研究会等で口頭で発表したものを除く。
 - (2) 投稿資格は、本会の一般会員または学生会員で、所定の会費を納めた者に限る。投稿を希望する者は、九月三十日までに、本会事務局にその旨を連絡する。
 - (3) 投稿者は、所定の執筆要領にしたがって審査用の原稿を作成のうえ、一月三十日までに本会事務局メールアドレス宛てに添付ファイルで送付する。ファイル形式は、原則としてマイクロソフト・ワード形式 (.doc) とする(同形式による投稿が不可能な場合は、あらかじめ事務局に申し出る)。提出にあたっては、原稿の種類、題名、氏名、所属、連絡先、メールアドレス、原稿の総字数を記した表題紙を添付する。画像のデータがある場合は、JPEG形式 (.jpg) のデータを添付する。
 - (5) 編集委員会からの要請による場合を除き、一度提出された完成原稿の撤回、差し替え、書き直しはできない。また、掲載の可否にかかわらず、原稿の返却は行わない。
- 執筆要領**
- (1) 『アシヒテ』に発表する論文の分量は、本文・注・図表等を合計して、全角で二万字以内とする。研究ノートの分量は、全角で一萬四〇〇〇字、書評と本会活動報告その他の分量は、全角で六〇〇〇字以内とする。
 - (2) 原稿のデータの形式は、原則としてマイクロソフト・ワード形式 (.doc) とする。
 - (3) 原稿の書式については、基本的な原則を以下の通りとする。
 - ① 原稿は横書きまたは縦書きとし、A4の用紙を使って、一頁あたり四二文字×三六行で執筆する。
 - ② 章には全角数字で「1 見出し」と番号をつける。「はじめに」や「おわりに」

- ③ 本文では数字は原則として漢数字を用い、半角の算用数字は用いない。桁数の大きな数字については「一〇億五〇〇〇万」のように表記するが、図表等においてはその限りではない。
- ④ 注は、本文の該当箇所に半角数字+上付き文字で「1」「2」と通し番号を付し、後注で半角数字で「1」「2」と番号を表記した後に注の内容を記す。
(例)「……が明らかになった」。「1」「2」この点については……を参照」
- ⑤ 参考文献を注等で挙げる際は、著者名、題名、出版社(または出版地)、発行年の順に記述すること。和文書名は『』、和文論文名は「」、欧文書名は、: : ; または、: : で囲むこと。欧文書名はイタリック体にするか、下線を引くこと。和文文献の場合、項目間の区切りには全角の読点を用い、最後に句点をうつ。欧文文献の場合、項目間の区切りには半角コンマ+半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑥ 論文以外の場合には、本文の後に文献リストを置き、文中で「著者名 発行年・ページ数」という形式で文献を指示する方法を認める。その場合、著者名と発行年の間、およびコロンの後には、半角スペースを入れる。文献リストでは、和文・欧文文献を一括し、文献を著者名のアルファベット順に並べる。同じ著者の文献を複数挙げる場合、二点目以降は著者名のかわりに四字分のダッシュを用いる。和文・欧文文献ともに、項目間の区切りには半角コンマ+半角スペースを用い、最後にピリオドをうつ。
- ⑦ 図表等は別紙に書き、挿入箇所および大きさを指定する。本文に埋め込んだ状態で投稿することも認める。図版を掲載する際に生じる著作権の問題は、投稿者の責任で処理すること。
- ⑧ 体裁の統一をはかるため、編集委員会の責任において原稿に修正を施す場合がある。